

平成 28 年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

平成 30 年 2 月

鎌倉市経営企画部文化人権推進課

— 目 次 —

I	はじめに	1
II	分野別施策推進の基本的方向と推進状況	
1	女性の人権	2
2	子どもの人権	3
3	高齢者の人権	5
4	障害者の人権	7
5	外国人の人権	8
6	災害発生時の人権	9
7	同和問題	10
8	さまざまな人権	10
III	今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況	
1	人権教育・啓発・研修の推進	13
2	人権に関する相談・救済支援体制の整備	14
3	市民、地域の団体、事業者等との連携	15
4	人権尊重とプライバシー保護	15
IV	平成28年度人権施策に関する主な実施状況一覧	16

I はじめに

鎌倉市は、平成16年3月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、平成26年1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、かまくら人権施策推進指針を改訂いたしました。

本書は、平成28年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり

人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが人間として尊重されるまちづくりをめざします。

2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。

3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり

人権の尊重は、平和が確立されてはじめて可能であるという認識を新たにして、平和を希求するとともに、人権問題に関しても世界に誇れる鎌倉をめざします

II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況

1 女性の人権

【基本的方向】

女性の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、責任を担う真の男女共同参画社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画

それぞれの審議会が目標値に近づくよう、改選時の委員構成に配慮することを求めましたが、平成29年4月1日現在、審議会等における女性委員の登用目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと）を達成した審議会等の割合は24.0%でした。

■審議会等女性委員登用状況

目標：男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと

	27年4月1日現在	28年4月1日現在	29年4月1日現在
目標を達成した審議会等の割合	28.6%	27.9%	24.0%
女性委員の割合 (平均値)	25.3%	26.8%	24.7%

(注) 前年度に開催実績のない審議会を集計から除外

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の充実

神奈川県立かながわ男女共同参画センターと共催で市民講座「当事者が語るモラル・ハラスメント」を開催し、精神的なDVに対する理解を深めました。また、市役所ロビーで女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)のモニター広告やパネル展示を行い、女性に対する暴力防止への周知を図りました。

シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し一時保護を行いました。県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、シェルター入所に同行するほか、退所後についての相談等にも対応しました。平成28年度の入所実績は5件です。

相談体制の充実

女性相談を平日に毎日開催し、595件の相談を受けました(電話及び面接の

合計)。女性相談では、一時保護につながるような緊急性を要する相談から、身近な人間関係に至るまで多岐にわたる相談に対し、女性相談員が適切なアドバイスを提供しました。

■女性相談の件数

	26年度	27年度	28年度
面接相談	60件	82件	122件
電話相談	329件	393件	473件
合計	389件	475件	595件

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

平成9年度から、セクシュアル・ハラスメントに関する職員研修を実施しており、職員の意識啓発、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりを推進しています。平成28年度は、管理職向けハラスメント防止研修を実施しました。

また、庁内窓口として、平成11年度から、セクシュアル・ハラスメントに関する職員の相談について、職員課で随時受け付けていますが、平成28年度には新たに、庁外の窓口として、ハラスメント相談員を設置し、相談体制を拡充しました。

今後の課題

政策・方針決定の場への女性の参画については、登用目標に達している審議会等が平成26年度から減少している状況です。審議会等委員の任期が変わる時期を把握し、その都度担当する課が女性委員を積極的に登用する意識を高めるよう、改めて働きかけてまいります。

女性相談については、平成28年度は精神障害と思われる相談者からの相談が20件以上あったことから、神奈川県精神保健福祉センター職員を講師に迎え、支援方法についての研修を行いました。今後も研修を行い、相談員のスキルを高めてまいります。

2 子どもの人権

【基本的方向】

次代を担う子どもたちの人権が守られ、鎌倉で健やかに生まれ育つ環境づくりと、子育て支援による活力ある地域社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 児童虐待防止ネットワーク組織の充実

福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議、連携し、虐待相談ケースに対し、関係機関が情報を共有しながら問題解決への対応に努めました。

また、要保護児童対策地域協議会代表者会議においてスーパーバイザーから子どもの貧困と児童虐待の関係についての報告があり、情報を共有しました。

(2) こどもと家庭の相談室の充実

こどもと家庭の相談室では386件の相談に対応しました。また、誰でも気軽に相談できるように第1・3水曜日の20時までの夜間や、月に1回土曜日にも相談窓口を開設しました。

■こども相談の件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
こどもと家庭の相談室における相談件数	380件	434件	386件
虐待相談件数の内数(新規)	164件	175件	179件

(3) 子育て支援講座の実施

親の養育力を高め、子育てに対する不安感、負担感を軽減することを目的として子育て支援講座を開講し、児童虐待防止等に努めました。

(4) いじめや不登校対策の充実

社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーの市独自の配置、教育支援教室「ひだまり」での支援や「心のふれあい相談員」による小学校での相談など、教育相談体制の充実を図りました。教育センター相談室への相談は延2,038件あり、一人ひとりの状態を把握して支援を行うほか、学校や関係機関との連携により相談事業の充実に努めました。

平成28年度からは、教育センター相談室の心理職の相談員が各小学校を月1日訪問し、学校で児童や保護者との相談に応じています。また、教育支援教室「ひだまり」ですが、これまで大船中学校内にあり、児童・生徒が通いづらいという声がありましたが、学校外に移転しました。

平成26年4月に策定した「鎌倉市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で

いじめのない社会・学校づくりに取り組んでいます。

平成 28 年度は、県教育委員会やNPOとの協働事業で、新たに手広中学校でスクールバディプロジェクトに取り組みました。いじめ防止教室終了後、スクールバディ活動を行った結果、生徒の間でいじめに対する感度が高まりました。今後、スクールバディプロジェクトは、拡大・継続する予定です。

今後の課題

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置されています。関係機関内で資料や情報の提供及び必要な協力を求め、虐待の発生及び深刻化予防に向けて、児童相談所と同行訪問するなど支援の充実を図っていますが、虐待通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、さらなる児童相談所等の関係機関との連携強化や、職員のスキルアップにより対応してまいります。

いじめ対策では、「いじめは絶対許さない」という認識を持ち、未然防止、早期発見に継続して取り組んでいくことが必要です。各学校からのスクールソーシャルワーカーや心理職の相談員の派遣要望が増えてきていることから、今後派遣日数の拡充を目指し、児童・生徒が安心して学校生活を送れる相談体制を整備していきます。

3 高齢者の人権

【基本的方向】

高齢者の虐待防止対策を推進するなど高齢者の人権と権利を擁護し、高齢者が健康と生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送れるまちの実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 高齢者虐待の未然防止策の推進

啓発活動を行うとともに、早期発見、早期対応に努めました。虐待の事例に対しては、状況の確認を行いつつ、地域包括支援センター、民生委員等と個別に連携するだけでなく、必要に応じてケース会議を開催し、解決に努めました。

(2) 成年後見人制度の利用促進

成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的に開設した「鎌倉市成年後見センター」で、弁護士による月1回の相談を行うとともに、相談者の希望により司法書士、行政書士及び社会福祉士も相談に対応しました。

また、この制度相談を行っている市内10カ所の地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進に努めました。

手続きができる親族が不在の場合に、手続きを代行して適切な制度利用を進めました(平成28年度市長申立6件)。また、成年後見制度利用手続きの中で発生する精神再鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成(平成28年度助成4件)を実施しました。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターは、高齢者のよろず相談所として介護に関する初期相談や、日々の暮らしにおける悩み事などを受けており、平成28年8月に3カ所を増設し、計10カ所とすることで相談体制の充実を図りました。高齢者の退院支援の仕組みづくりのため、「医療福祉連携会議」を3回開催し、関係者が集まり、課題共有や多職種連携の検討などを行いました。

今後の課題

鎌倉市では、2015(平成27)年に「鎌倉市高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)」を策定し、「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」を基本目標とし、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、健康づくりや介護予防を意識した生活しやすい環境を整え、いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりのための様々な取組を進めています。

しかし現実には、家庭における高齢者への暴力や介護の放棄などの虐待、福祉施設等での人権への配慮不足、高齢者の孤独死、悪質商法による被害など、高齢者の人権が侵害される事例が後を絶ちません。また、高齢化に伴う認知症等により判断能力が不十分なため、日常生活に支障をきたす事例も顕著となっています。

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするため地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、高齢者虐待防止法に則した虐待の早期発見や早期対応、介護従事者の人権意識の向上や、高齢者の権利擁護に向けて取り組んでまいります。

4 障害者の人権

【基本的方向】

障害者の人権と権利を擁護し、障害のある人もない人も社会の一員としてあらゆる行動に参加し、共に生き、支え合う社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

誰もが安心して地域で暮らせることはとても重要です。バリアフリー化のための住宅設備の改造への補助金の交付（平成 28 年度助成件数：4 件）や歩道の段差解消などを行いました。

また、災害時において、在宅障害者を緊急受入れするための協定を鎌倉清和園等の市内 5 施設と締結しています。平成 28 年度は、教養センターにおいて鎌倉市社会福祉協議会と共同で市、社協、当事者と地域住民による避難所立ち上げの訓練を実施しました。

障害者の雇用の場を確保するため、市として障害者を対象とした採用を行いました。受験資格を身体障害者に限定せず、精神及び知的障害者にまで拡大し、より積極的に多様な障害者の雇用に努め、平成 28 年度は 3 名を採用しました（非常勤職員）。

また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方を雇用した事業者に奨励金を支給しました（平成 28 年度対象者 63 人）。

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

障害のある方が地域で生活していく上での様々な相談に対応するため、相談事業を社会福祉法人ラファエル会等の 3 事業者に委託しています。また、基幹相談支援センターを 7 月に開設し、計画相談事業所の後方支援やサービス等利用計画の質の向上に向けた取り組みを実施しました。

計画相談や発達支援システムネットワークにより、特別な支援の必要な障害のある児童とその家族に対し、早期からの相談や「5 歳児すこやか相談」等を実施するとともに、ライフステージに応じた一貫した支援を行いました。

(3) 障害者の虐待防止の推進

障害者虐待防止法による「障害者虐待防止センター」を設置し、精神保健福祉士を 1 人配置し、相談や通報に対応しました。児童・高齢者等の虐待防止機関と連携し、障害者の権利擁護を図りました。（平成 28 年度相談件数 9 件）

(4) 成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

平成 26 年に開設した「鎌倉市成年後見センター」において、成年後見制度にかかる相談や利用支援のほか、講演会、福祉・介護事業所職員等を対象とした研修を実施し、普及啓発を行いました（平成 28 年度：相談件数 191 件、講座・研修会 11

回実施)。

また、鎌倉市社会福祉協議会による法人後見実施に向けた準備を行いました。「かまくら成年後見制度連絡会」を開催し、関係機関相互の連携を図るとともに、事例検討などを行って制度の理解を図りました(平成28年度は3回開催)。

(5) 障害者への理解の推進

平成28年4月の障害者差別解消法施行を受け、基幹相談支援センターと共催で同法の理解のための市民向け講演会を実施しました。また精神保健福祉講演会や精神保健福祉セミナーの実施により、精神障害に対する市民の理解啓発を図りました。

福祉施設の手作り品やお菓子を販売するふれあいショップを市役所ロビー(週2回程度)、生涯学習センター(週1回程度)、大船駅前(年1回)で開催するほか、障害者週間に合わせた作品展を鎌倉駅地下道ギャラリー50で行いました。

また、各小・中学校では、交流学习、総合的な学習として福祉学習、点字学習等を実施しました。

今後の課題

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害のある人もない人も、だれもが共に生き、支えあい、暮らせる社会、障害者がすべての人びとと同様の権利をもって生活ができる共生社会を目指してまいります。

また、障害者雇用に対する事業主への奨励金支給や、市職員としての雇用の継続、市役所での障害者がその人に見合った事務作業をする場の開設の検討など、障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進に力を入れていきます。

5 外国人の人権

【基本的方向】

外国人を含むすべての人々の人権が守られ、地域で共に安心して生活していくことができる世界に開かれたまちづくりをめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 多言語による情報提供の推進

多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレット(県作成)、観光用の多言語パンフレットや生活行政情報を記載したパンフレットを窓口に置き、情報提供に努めました。また、日本語を十分に理解できない外国籍市民に対し、市民通訳ボランティアの派遣を行いました。(6件)

(2) 多文化共生社会の推進

日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導の支援等を行うことにより、学校生活への適応を図りました。

国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際フェスティバル 2016」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供しました。また、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行いました。

今後の課題

大地震などの災害が発生した際に、日本語の理解が不十分で情報を享受できずに、必要な支援を得られない外国人市民を支援するため、多言語での災害に係る情報提供が必要です。

今後、災害多言語支援センターの設置や具体的なセンターの運用などの検討を進めてまいります。

6 災害発生時の人権

【基本的方向】

大規模な災害の発生は人権侵害と切り離せない関係にあり、特に女性や子どもなど弱者に対する配慮が重要です。女性の視点での避難所の生活環境づくりなど大規模な災害に備えた男女共同参画の推進と災害時の要支援者に対する支援などの取り組みに努めます。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 防災に関する男女共同参画の推進

避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくりについては、プライバシーや性差等への配慮が重要であることは認識しており、防災会議に女性委員を登用していますが、具体的な施策には至っていません。

現在、防災会議への女性委員の登用は1名であり、今後も女性委員の登用を進め、女性の視点を取り入れていくことに努めていきます。

(2) 災害時要援護者に対する支援

災害時避難行動要支援者システムを運用しました。避難行動要支援者対策検討会議を開催し、健康福祉部の各課と情報共有しました。鎌倉市福祉センターに聴覚障害者用緊急通報装置（パトランプ・電光掲示板）の設置をしました。

また、避難場所案内板、避難誘導路面シート等の整備については、引続き、案内表示を多言語化するなど、多様な人にとって認識性が高く防災効果が期待できる標識等の整備を進めます。

今後の課題

災害時避難行動要支援者システムの運用にあたっては、防災安全部と健康福祉部で継続的に情報共有を図り、連携して取り組む必要があります。また、防災行政用無線の補完対策を充実させるとともに、引き続き路面シート、避難誘導標識の整備を進めていくことが必要です。今後、これらの課題に対応してまいります。

7 同和問題

【基本的方向】

平成 28 年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 109 号）」（以下「部落差別解消法」という。）では、現在も部落差別が存在し、インターネット等の情報化の進展に伴って状況の変化が生じているとしています。今後、この部落差別解消法に基づき、必要な啓発活動等を推進していきます。

【主な重点施策の推進状況】

（1）同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進

県内の同和関係団体が主催する講演会等への教職員・市職員の参加や関係団体が発行する刊行物等からの情報収集等により認識向上に努めました。

（2）えせ同和行為の排除に向け、啓発等の取組の推進

えせ同和行為の排除に向けた対応を庁内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図りました。

今後の課題

部落差別解消法の附帯決議にあるとおり、教育及び啓発を実施するにあたっては、それによって新たな差別を生むことがないように留意して対応してまいります。

8 さまざまな人権

【基本的方向】

社会の状況が日々変わっていく中、さまざまな人権問題が起こっています。患者等の人権や性的少数者の人権、ハラスメントなどこれらの問題を正しく理解していくこ

とが重要です。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 患者等の人権（感染症に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消）

H I V・エイズ等の研修会に参加し、情報収集に努めるとともに、感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットを配布し、周知を図りました。学校教育においては、体育科保健領域で感染症や感染症の予防について正しい知識を身に付け、どのように関わっていくべきかを考え、偏見や差別につながらない教育を進めました。

(2) 性的少数者の人権（相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消）

性同一性障害者への配慮、意識啓発

人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害を含む性的少数者への配慮の必要性についての啓発に努めました。また平成 28 年度には、市職員・教職員を対象に性的少数者をテーマとした人権啓発講演会を実施し、当事者の話を聞くことで、配慮の必要性についての啓発に努めました。

(3) 犯罪被害者の人権（犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み）

かながわ被害者支援サポートステーション等が発行するパンフレットを配布し、犯罪被害者等への配慮の必要性についての啓発に努めました。

(4) 拉致被害者の人権（拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発）

政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発に努めました。また鎌倉駅地下道ギャラリー50 や市役所ロビーに神奈川県の特定失踪者パネルを展示したほか、市役所ロビー等に設置してあるモニター広告も活用して啓発しました。

(5) インターネット等による人権侵害（インターネット、ソーシャルネットワークサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発）

学校への情報提供や教員への研修等を行うとともに、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進め、学校によっては外部講師を招いて児童生徒に向けた情報モラルの啓発活動を行いました。

また、P T A主催の研修会や学校だより、長期休業前に配付する生活に関するプリント等で情報モラルについての啓発に努めました。

(6) ホームレス問題（偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発）

人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行いました。

県と合同でホームレスの巡回相談を実施するとともに、生活保護の制度を利

用し生活の立て直しを図るなど自立に向けた支援を行いました。

(7) 個人情報の保護

「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」により、住民票の写し等の不正取得の防止を図りました。

(8) さまざまなハラスメント

セクシャル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど、ハラスメントの概念は拡大しており、適切な対応が求められています。パワハラ・セクハラ研修などを実施し、職員の理解を深めました。

今後の課題

性的少数者の人権や犯罪被害者の人権など、さまざまな人権問題が新たに発生しています。これらの問題を正しく理解し、配慮をしていくことが大切です。パンフレット等の配布など、これまでの啓発方法に加えて、講演会による啓発や、ホームページ・SNS 等を活用した情報提供を進めていきます。また、ハラスメントの概念が拡大しているため、より相談しやすい体制づくりの検討を進めてまいります。

Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況

1 人権教育・啓発・研修の推進

【基本的方向】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」に基づき、「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちなみづくり」をめざして、人権教育・啓発・研修を推進します。

(1) 人権教育の推進

● 基本的方向

学校教育・社会教育の活動全体を通じて、人権尊重の精神を基盤として、差別をなくす人権教育を推進するとともに、自分が大切にされていると感じることができる教育環境づくりに努めます。

○ 主な重点施策の推進状況

人権擁護委員が保育園において、紙芝居を活用した人権教育を10回実施しました。また、小・中学校において、男女平等教育や・道徳教育や社会科などにおける人権教育に取り組むとともに、PTA役員を対象とした人権講演会を実施し、LGBT等の人権問題について理解を深めました。

(2) 人権啓発の推進

● 基本的方向

市民がさまざまな人権課題に対して正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、幅広い情報提供・広報活動を推進します。また、日時や場所の設定も考慮し、市民が参加しやすい啓発活動を行います。

○ 主な重点施策の推進状況

市民を対象とする講座については、土・日・祝日など、より多くの方が参加しやすい日時・時間帯で開催しました。障害者やLGBT当事者による講座を開催し、当事者の気持ちやどのように対応したらよいかを学ぶ機会を提供しました。また、年2回の人権メッセージパネル展の実施や人権擁護委員による街頭啓発活動を行いました。

(3) 人権研修の推進

● 基本的方向

すべての市職員や教職員が人権課題を正しく理解し、豊かな人権感覚を持って、それぞれの職務にあたるよう、人権研修を進めます。

○ 主な重点施策の推進状況

横浜国際人権センター、神奈川人権センター等が主催する講演会、講座に多く

の市職員・教職員が参加するとともに、神奈川人権センターが主催する人権学校には、健康福祉部職員や教育部職員、消防職員が参加しました。

また、市職員と教職員を対象とした研修会を実施しました。

今後の課題

人権啓発を効果的に行うには、まず多くの人に参加していただくことが重要です。市民が関心を持つテーマや講師の選定を工夫するほか、他課や県等との連携や団体や企業の協力等による効果的な実施手法を検討してまいります。

また、ホームページに加え、ツイッター・フェイスブック等の新たな媒体を加えることにより閲覧機会を増やし、啓発活動を進めてまいります。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

【基本的方向】

相談者への迅速かつ適切な対応を行うため、相談内容を幅広く受け止めるとともに、関連機関と連携した相談体制をさらに整備していきます。

【主な重点施策の推進状況】

相談業務については、市民のさまざまな相談需要に対応するため、「人権相談」、「女性相談」、「こどもと家庭の相談室」、「ひとり親家庭の相談」、「教育相談」、「高齢者相談」、「法律相談」、「労働相談」などの相談窓口を設置し、広報かまくらで周知しているところです。人権窓口への相談は、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待、いじめ等人権侵害、日常生活の近隣トラブルから生じる問題など、複雑・多様化していますが、とりわけ、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待については迅速な対応が求められており、関係機関との連携を密にし、適切な対応に努めました。

今後の課題

相談内容が複数の窓口に関連すると思われる場合、相談者に適切な窓口を紹介する必要があります。職員は、相談の主旨を理解したうえで、適切にできないでいくことが求められます。職員の相談スキルの向上を図るとともに、職員相互のさらなる連携に努めてまいります。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

【基本的方向】

鎌倉市は、市民の自発的な意思に基づく市民活動が盛んです。NPOセンターには多くの団体が登録され（2017年3月現在約400）、さまざまな活動を展開しています。人権施策の推進にあたっては、人権研修の周知を依頼するなど、市民、地域の団体、事業者等とそれぞれの特性に合わせた連携を図ります。

【主な重点施策の推進状況】

市民に対する啓発機会や情報提供の充実として、PTAや民生委員、人権擁護委員に参加を呼びかけ、人権啓発講演会に参加してもらいました。

4 人権尊重とプライバシーの保護

【基本的方向】

情報化社会である現代において、個人情報の流出などのプライバシー侵害が発生し、犯罪につながる事例がふえています。インターネットの利用などの際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。また、行政機関が保有する個人情報の適正管理と職員の研修に取り組みます。

【主な重点施策の推進状況】

市民に対して、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員に対しては、個人情報保護ハンドブックの基準に則った運用を改めて徹底しました。

今後の課題

社会的に孤立した高齢者や障害者の救済や、DV被害者や児童虐待への対応にあたっては、個人情報の取扱いについて慎重な運用が求められることから、今後も継続して研修等に取り組んでまいります。

IV 平成28年度人権施策に関する主な実施状況一覧

かまくら人権施策推進指針改訂版第4章「分野別施策推進の基本的方向」における8分野の基本的方向ごとに示した重点施策、及び第5章「人権施策推進に向けて」に示した5項目の取組の重点施策のそれぞれの事業について、原課が評価しました。

事業評価

A：十分達成した

B：おおむね達成した

C：まだ努力を要する

D：取り組めていない

「第4章・分野別施策推進の基本的方向」に関する主な実施状況

1 女性 重点施策 ①政策・方針決定の場への女性の参画

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
審議会等における女性委員登用の促進	文化人権推進課	平成28年4月1日現在、目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと）を達成する審議会等の割合は24.0%であった。担当課を通し、女性委員が少ない審議会等への登用促進に努めた。（27年度は27.9%）	女性委員がいない審議会もあるため、担当課に直接聞き取りや庁内の会議を通じた働きかけなどをして、早急な対応を求めていく。	C	C
女性人材登録リスト作成	文化人権推進課	女性人材リストを庁内ネットワーク上に登録し閲覧を可能にしている。	リストの活用について継続的に庁内へ周知をしていくとともに、各課が把握する人材情報を収集していく必要がある。	C	C
かまくら男女共同参画市民ネットワークアンサンブル21の活動の充実	文化人権推進課	事業の企画運営を市とアンサンブル21とで協働で行った。フォーラム1回・セミナー2回実施。情報紙2回発行。	運営委員は増えたが、引き続き若い人を中心とした新たな人材確保が必要。	B	B
女性管理職の登用促進	職員課	女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めた。（次長3名、課長5名（2人昇任）） （27年度は、部長1名、次長3名、課長3名（昇任1名））	今後も更なる女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めていく。	C	B

1 女性 重点施策 ②ドメスティック・バイオレンス対策の充実

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	文化人権推進課	警察からの連絡や相談事業を行っている方の中から、シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら一時保護を行った。（平成28年度は5件）保護者の自立については、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係機関との連携を図りながら、支援を図っている。	対象となる事案が発生した場合は、関係機関と連携をとり、迅速に対応できるよう常に体制を整えていく。	B	B
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	文化人権推進課	情報提供として市が実施する女性相談の窓口案内カードを作成し、配布した。また、県が作成しているDV相談窓口案内カードを公共施設に配架した。 配偶者等への暴力に対する理解を深めるための講座等の開催や学習機会の充実を図っており、平成28年度は神奈川県立男女共同参画センターとの共催によりモラル・ハラスメント講座を実施した。	引き続き情報提供及び啓発のための講座の実施に努めていきたい。	B	B

1 女性 重点施策 ③固定的な男女役割分業意識の解消

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
男女共同参画に関する情報紙・啓発冊子を発行し講座等を開催します	文化人権推進課	男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」との協働により、女性の起業についてのセミナーを実施するなどイベント等を実施した。 フォーラム1回、セミナー2回、情報紙発行2回。	市民の関心を引くテーマ設定が課題。 また、情報紙を、より多くの市民の目に触れるよう、配布先を拡大していく必要がある。	B	B

2 子ども 重点施策 ①児童虐待防止ネットワーク組織の充実

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	要対協実務者会議、代表者会議を年2回ずつ開催し、関係機関の連携に努めた。 相談件数386件うち虐待相談179件対応。 (27年度は相談件数434件うち虐待相談175件対応)	通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、児童相談所等の専門的支援が必要となっている。	B	B

2 子ども 重点施策 ②こどもと家庭の相談室の充実

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「こどもと家庭の相談室」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	専任の相談員が、電話及び面接による相談を実施。〈夜間相談・土曜日相談〉 第1, 3水曜日は20時まで。 月1回の土曜日相談。	夜間相談、土曜日相談ともに相談件数が少ない状況となっており、周知方法を含め、実施方法を見直す必要がある。	B	B

2 子ども 重点施策 ③子育て支援講座の実施

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
虐待防止意識の啓発	こども相談課	相談室リーフレットを市内小,中学校、保育園、幼稚園に配布。広報かまくら、市HPを活用し相談窓口の周知に努めた。また、こどもと家庭の相談室では、夜間・休日相談を実施し、相談の機会の拡充を図った。子育てに対する親の不安感を軽減する子育て支援講座を実施し、児童虐待の未然防止に努めた。	引き続き、啓発等に努める。	B	B

2 子ども 重点施策 ④いじめや不登校対策の充実

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進	文化人権推進課	市内の公立小学校・中学校の全生徒を対象に、神奈川県をはじめ鎌倉市教育委員会のいじめ関係の相談窓口の電話番号を記したカードを配布している。(平成28年度配布数: 19,000部)	効果については不明であり、今後調査を検討していきたい。	B	B
	教育センター	幼児から青少年(主に学齢期)までの保護者・本人等相談人数339人、相談件数延べ2038件 (27年度は相談人数286人、相談件数延べ2442件) 平成28年度から小学校へ月1日心理職配置を行った。教育支援教室の移転を行った。	学校への心理職配置の日数増等拡充をめざす。教育センター事業を一元的に管理できる施設の確保が望まれる。	A	A
いじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を活用した、いじめの予防・防止及び早期対応の推進	教育センター	小・中学生とその保護者等相談件数29件 (27年度は相談件数9件)	匿名での相談が多いが、できる限り情報を収集し学校へフィードバックする。その後の経過把握のため学校へ聞き取りなど好転、解決へ向けた支援を行う。	A	A
社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援	教育センター	児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築 支援対象数35人、支援件数84件、訪問活動回数60回 (27年度は支援対象数35人、支援件数84件、訪問活動回数79回)	SSWや心理職相談員の派遣について、各学校からの要望が増えてきている。	B	A
家庭、地域社会、学校が連携した、いじめや不登校のない学校づくり	教育指導課	鎌倉市では「鎌倉市いじめ防止基本方針」、市立の各学校でも「学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめのない社会・学校づくりを推進した。	「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、未然防止、早期発見に向けて継続して取り組んでいく必要がある。	B	B

3 高齢者 重点施策 ①高齢者虐待防止対策の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
高齢者虐待予防の周知・啓発の推進	高齢者いきいき課	平成28年11月開催の「玉縄まつり」において、高齢者虐待防止の周知・啓発を図った。 また、広報かまくら、市のホームページ、「高齢者サービスのご案内」等などの小冊子により、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見、早期対応に努めている。	引き続き、啓発等に努める。	B	B
市や地域包括支援センターのほか、関係機関との連携による高齢者本人・家族の支援	高齢者いきいき課	状況確認を行いつつ、関係機関との連携を個別に図るだけではなく、必要に応じてケース会議を開催し、高齢者本人や家族への具体的な支援を行っている。	引き続き、関係部署・機関との連携を図り、高齢者・家族への支援を行う。	A	B
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	高齢者いきいき課	平成29年度の「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」の開催に向けて、実務者による検討会を実施。	引き続き、会議開催に向けて取り組みを推進する。	C	B

3 高齢者 重点施策 ②成年後見人制度の利用促進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発	高齢者いきいき課	市内10か所の地域包括支援センター及び鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の周知・相談業務を行っている。さらに、成年後見センターでは、受任経験のある弁護士による、専門性の高い成年後見制度に関する月一回の相談窓口を開設しており、平成28年度からは相談者の希望により司法書士、行政書士及び社会福祉士も相談に対応している。	引き続き、取組を推進する。	B	B
成年後見制度の説明、利用案内など市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や、今後市民後見人を活用するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	高齢者いきいき課	成年後見センターは平成26年7月1日に開設済みであり、成年後見制度の説明や利用案内などを行っている。成年後見制度利用の必要があるが手続きができる親族が不在の場合に、鎌倉市長が手続きを行い適切な制度利用を進めている(平成28年度市長申立6件)。 また、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のため、精神鑑定費用や後見人等への報酬費用の助成事業を行っている。(平成28年度4件の助成を実施)。市民後見人の活用の場とする予定の、鎌倉市社会福祉協議会の法人後見の開始に向けて、あり方検討会に参加した。	引き続き、取組を推進するとともに、助成事業の充実について検討する。	B	B

3 高齢者 重点施策 ③地域包括ケアシステムの構築

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
地域包括支援センターの機能の充実	高齢者いきいき課	平成28年8月から地域包括支援センターを3か所増設し計10か所とすることで、相談体制の充実を図った。	引き続き、取組を推進する。	A	A
関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実	高齢者いきいき課	高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、退院支援の仕組みづくりのため「医療福祉連携会議」を3回開催し、延べ176名が参加。地域包括支援センター職員の外、主任介護支援専門員、市内に入院施設がある病院の医療ソーシャルワーカーや退院支援看護師、行政職員などが集まり、課題を共有し、お互いの役割を理解して協力できるように多職種連携の仕組みについて検討した。	引き続き、取組を推進する。	B	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	高齢者いきいき課	有料老人ホーム等高齢者が利用する施設については、神奈川県バリアフリー条例に適合する設計をするよう働きかけを行っている。	引き続き、取組を推進する。	B	B
	建築住宅課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の対象となる建築物を建設する場合、予算段階から、維持保全も含めた調査検討を行うが、平成28年度は実績がなかった。	引き続き、取組を推進する。	A	C
	道路課	歩道段差解消事業 11箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から371箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	引き続き、取組を推進する。	C	C
	交通計画課	生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)に基づき、バス事業者が5台のノンステップバスを導入した。	引き続き、取組を推進する。	A	A

4 障害者 重点施策 ①障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	障害者福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・台所など住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。 平成28年度助成件数：4件（27年度助成件数：9件）	事業内容の周知に努めて事業を推進	B	C
	建築住宅課	【再掲】神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の対象となる建築物を建設する場合、予算段階から、維持保全も含めた調査検討を行うが、平成28年度は実績がなかった。	引き続き取組を推進する。	C	C
	道路課	【再掲】歩道段差解消事業 11箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から371箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	歩道段差の解消は、平成28年度末の整備率が約46%であり、今後も順次整備していくが、完成までには、まだ年数を要する。	A	C
	交通計画課	【再掲】生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づき、バス事業者が5台のノンステップバスを導入した。	引き続き取組を推進する。	A	A
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	障害者福祉課	鎌倉市福祉センターに聴覚障害者用緊急通報装置（パトランプ・電光掲示板）の設置をした。	引き続き取組を推進する。	B	B
	総合防災課	・避難行動要支援者名簿の作成 ・同名簿の自治会町内会、消防、警察、民生委員への提供	避難行動要支援者制度のさらなる周知と理解のための取組。	B	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	総合防災課	福祉避難所数 5箇所	・避難所の立地。 ・受け入れ人数や対応するスタッフには限りがあり、ニーズが集中した場合の対応。	C	C
	福祉総務課	災害時において、在宅障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、施設を運営する法人と協定を締結している。 特記事項：市内5施設（鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薫風学園）との協定を締結中。	発災時を想定した、具体的なシミュレーションを行い、各施設と認識を共有することが必要。	B	B
	障害者福祉課	避難所において、様々な障害への配慮や対応の準備を進めるため、福祉的避難所の設置について検討を進めた。 福祉避難所数：5箇所	地域防災力の向上	B	B
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	職員課	平成26年度から次の取組を実施しており、平成28年度も継続実施 ※受験資格を身体障害者に限定せず、精神及び知的障害者にまで拡大。 ※非常勤職員の障害者雇用を実施。 （職員）採用0人 （非常勤）採用3人（平成29年4月に採用）	今後も障害者雇用の促進に努めていく。	B	B
	障害者福祉課	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している事業主に、奨励金を支給した。 平成28年度支給対象者数：63人（平成27年度は62人）	引き続き取組を推進する。	B	B

4 障害者 重点施策 ②ライフステージに応じた相談支援体制の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市と相談支援事業所との一層の連携を進めることによる情報の提供やサービス事業者との調整、社会資源の活用など総合的なサービス提供の推進	障害者福祉課	指定・特定相談支援事業所（12箇所）で実施	相談支援専門員のスキル向上。	B	B
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	障害者福祉課				
	発達支援室	<p>特別な支援を必要とする児童とその家族に対し、次のような支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に関する相談及び支援の実施 延2,623人 ・幼稚園・保育園等各機関への巡回相談の実施 延354人 ・児童発達支援センターあおぞら園、児童発達支援の実施 実利用人数31人 延利用人数4,785人 ・児童発達支援センターあおぞら園、保育所等訪問支援の実施 実利用人数5人 延利用人数55人 ・障害児相談支援の実施 障害児支援利用援助137人（延183人） 継続障害児支援利用援助90人（延98人） ・発達支援システムネットワークによる支援の実施34事例 ・障害児放課後・余暇支援事業を深沢地区 障害児活動支援センターで実施 開所日数：309日 登録者数：6人 延利用人数：93人 	<p>・発達障害が疑われる児童の早期からの相談及び『5歳児すこやか相談』を通じた相談の増加に伴い、保護者の不安感に寄り添った対応及び必要な支援体制の整備が求められるとともに、庁内他課、関連機関との密接な連携のもと、チームアプローチによる支援を強化していく必要がある。</p> <p>・あおぞら園は、障害児支援の拠点施設として、地域の関係機関や子育て支援、福祉、教育分野との一層の連携強化を図っていく。また定員については、利用対象児の考え方を絞ったことで充足状態が緩和されており、センターとしての業務拡充に向けた検討が必要である。</p>	A	A
	教育指導課	関係諸機関との発達支援システムネットワークによる支援を実施した。	発達支援室で配付しているサポートファイルの活用を定着させ、関係諸機関と連携した支援をしていく必要がある。	B	B

4 障害者 重点施策 ③障害者の虐待防止の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害者虐待防止センターを中心とした障害者に対する虐待防止・啓発、早期発見 家族や本人への支援	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士を1人配置した。 ・相談・受付件数：9件（27年度は相談・受付件数12件） 	<p>知的障害、精神障害の特性により、虐待と捉えて良いかわかりにくい事例が多く、養護者からの虐待は対応が難しい。</p> <p>また施設職員による虐待の場合に、県や他市との連携が課題である。</p>	B	B
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	障害者福祉課				

4 障害者 重点施策 ④成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
知的障害や精神障害により自分ひとりで十分な判断ができない障害者の権利を擁護するための成年後見制度の周知・啓発	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見センター運営 かまくら成年後見制度連絡会3回開催 	成年後見制度の周知及び利用促進に向けた取組について工夫が必要である。	B	B
成年後見制度についての市の相談体制の核となる「成年後見センター」の設置や市民後見人の活用など、成年後見制度の利用促進に向けた取組を今後進めていくことで障害者の権利擁護を推進	障害者福祉課				

4 障害者 重点施策 ⑤障害者への理解の促進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいフェスティバルを年1回開催 ふれあいショップを市役所内(週2回程度)、生涯学習センター(週1回程度)及び大船駅前(年1回)にて開催 障害者週間に合わせて、鎌倉駅地下道ギャラリーで地域活動支援センター等の作品展示 手話講習会等を開催 	当該事業の趣旨を踏まえ、関係者だけでなく、広く市民も参加できる内容の工夫が必要である。	B	B
	教育指導課	各小・中学校での共同及び交流学習、総合的な学習の時間等による福祉学習や点字学習等を実施した。	インクルーシブ教育の推進に向けて、合理的配慮の周知徹底など、より一層の充実を図る必要がある。	A	A
高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援の検討	市民健康課	専門相談機関や、高次脳機能障害に対応した市内の言語訓練教室・グループ等を紹介。	引き続き取組を推進する。	B	B

5 外国人 重点施策 ①多言語による情報提供の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	文化人権推進課	県作成の多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレットを窓口に配架するとともに、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民への対応策として、市や公的機関等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣している(平成28年派遣数6件)。登録者数は88人、対応言語は14か国語。	迅速な対応ができるよう、登録者との連絡調整に努める。外国籍市民への周知を図る。	B	B
	観光商工課	英語、フランス語、韓国語、スペイン語、中国語(繁体字、簡体字)のマップを外国人観光客等に配布した。また、各言語の増刷と併せ観光案内所の案内を多言語対応を行い配布した。	作成している5か国語以外の言語についても、ニーズを把握し拡充を検討する。	A	A
	市民課	外国人住民の方を対象にした多言語パンフレットを窓口で配布している。	引き続き取組を推進する。	A	A

5 外国人 重点施策 ②多文化共生社会の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対する、日本語指導の支援等、教育環境の充実	教育指導課	日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 言語によっては指導者を確保することが困難である。 日本語支援が必要な児童生徒が増えてきている。さらなる支援の充実が必要である。 	B	B
国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した国際理解の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際交流フェスティバル2016」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供した。	団体の活動紹介及び国際理解の場を引き続き提供する	A	A
市民及び市民団体の国際交流・協力活動の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体連絡会の団体一覧を作成するとともに、「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行った。	「情報かわら版」の内容の充実を図る。	A	A

6 災害発生時の人権 重点施策 ①防災に関する男女共同参画の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり	総合防災課	福祉避難所運営委員会に参加するなど連携に努めた。	引き続き、避難生活におけるプライバシー確保などに配慮できる様、備蓄等の整備をすすめる。	C	C
防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	総合防災課	防災会議委員における女性委員は1名。	各機関の職名で委員を委嘱していること、また委員の専門性や業種の特殊性から女性委員の登用に絞った人選が難しい。引き続き、情報集に努め、女性委員の登用を進めていく。	B	B

6 災害発生時の人権 重点施策 ②災害時要援護者に対する支援

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」を基にした災害時要援護者情報の庁内での共有・把握、及び平常時からの支援体制の整備	総合防災課	避難行動要支援者対策検討会議を開催し、福祉部各課と情報共有。	災害時要援護者支援システムの運用にあたっては、継続的に情報共有を図り、連携して取り組む必要がある。	B	B
高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	総合防災課	<ul style="list-style-type: none"> 防災安全情報提供システムにてメール配信。メール配信登録件数、23,208件。 路面シート、避難誘導標識の整備。 	防災行政用無線の補完対策を充実させるとともに、引き続き、路面シート、避難誘導標識の整備を進めていく。	B	B

7 同和問題 重点施策 ①同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発	文化人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターとの共催により人権問題講座を開催し、人権尊重についての認識を深めた。(小・中学校の教職員25人・市職員1人参加) 教育総務課との共催による人権講演会を開催した。(PTA・人権擁護委員計177人参加) 市民を対象とした人権啓発講演会を2回実施(延25人参加) 法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを配布し、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。 	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	教育指導課	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」を目指し、道徳の時間を要として、学校教育全体を通じて実施した。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A

7 同和問題 重点施策 ②えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
同和問題を口実とする、企業や行政機関等に対する不当な要求の排除に向けた啓発	文化人権推進課	えせ同和行為の排除に向けた対応を庁内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図った。また、法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。また、平成15年11月に制定された「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき、市職員に対処方法を徹底している。(職員課) 平成28年度不当要求行為等報告数 0件	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B

8 さまざまな人権 重点施策 ①患者等の人権

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	市民健康課	感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットの配布により、市民に周知している。	引き続き啓発に努める。	B	B
	文化人権推進課	法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
	教育指導課	体育科保健領域で感染症についてや感染症の予防について正しい知識を身に付け、どのように関わっていくべきかを考え、偏見や差別につながらない教育を進めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B

8 さまざまな人権 重点施策 ②性的少数者の人権

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害者など性的少数者の人権について理解を深めるよう啓発を行った。また、一般市民対象の人権啓発講演会で性的少数者を扱った(参加者26名)	パンフレットの配布だけではなく、今後も講演会などによる情報提供を実施する。	A	A

8 さまざまな人権 重点施策 ③犯罪被害者の人権

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等への理解を深めるよう啓発を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
	市民安全課	かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットの配布など	引き続き取組を推進する。	B	A

8 さまざまな人権 重点施策 ④拉致被害者の人権

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発	文化人権推進課	政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行った。また、鎌倉駅地下道ギャラリー50や市役所ロビーに県の特定失踪者パネルを展示し啓発した。(28年度2回)	講演会の開催、ホームページ等による情報提供も検討する。	B	B

8 さまざまな人権 重点施策 ⑤インターネット等による人権侵害

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	文化人権推進課	SNSのトラブルをテーマに人権啓発講演会を実施した。パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	今後も講座の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
	教育指導課	新しい情報を収集し、学校への情報提供や教員への研修等を行った。子どもたちには、学習指導要領に沿って、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進め、学校によっては外部講師を招いて児童生徒に向けた上方モラルの啓発活動を行った。 また、地域や保護者の協力も必要であることから、PTA主催の研修会、入学説明会や授業参観・懇談会、学校だより、長期休業前に配付する生活に関するプリント等で啓発活動も行った。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A

8 さまざまな人権 ⑥ホームレス問題

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
	生活福祉課	駅や公園などの市内の施設で調査を実施した。(29年1月) ・平成29年1月把握人数＝2名	強制的な退去命令は出来なため、当事者に対しては本人の意思を尊重し、保護担当と連携しながら路上生活からの脱却を目指し働きかけていく。	A	A

8 さまざまな人権 重点施策 ⑦個人情報の保護

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐための、戸籍等不正取得防止の徹底(本人通知制度の運用)	市民課	「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」のもと、不正取得の防止に努めた。	引き続き取組を推進する。	A	A

8 さまざまな人権 重点施策 ⑧ハラスメントの防止

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
働く場でのハラスメントに関する啓発活動を推進	文化人権推進課	・職員課との共催により、職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。 ・庁内掲示板において女性相談の案内を掲示し、職員も利用できる旨広報した。	今後、職員課とも連携してより効果的な研修を実施するとともに、相談しやすい体制づくりに努めていく。	B	B
職場や学校など、さまざまな場面におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	職員課	庁内窓口として、平成11年度から、セクシュアル・ハラスメントに関する職員の相談について、随時受け付けている。平成28年度には新たに、庁外の窓口として、ハラスメント相談員を設置し、相談体制を拡充した。	各職場での会議や研修の実施により、ハラスメントに対する正しい理解を深め、発生防止に努めていく。	B	B

「第5章・人権施策推進に向けて」に関する主な実施状況

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ①人権教育の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	文化人権推進課	人権擁護委員会と連携し、保育園5歳児を中心に紙芝居を題材とした、いじめ防止等の啓発活動を行った。(平成28年度は10園・266人) 人権作文については、市内公立・私立中学校12校から681作品の応募があった。優秀作品を作文集として配布し、広く人権意識の向上に寄与した。	保育園・幼稚園等への働きかけをさらに進める。 すべての中学校から応募してもらえるよう、学校側への依頼を続ける。	B	B
	教育指導課	各小・中学校での日常指導や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行った。 特記事項：教育センターで人権研修を実施することにより、教員の人権意識を高めたり、文化人権推進課や県による出前授業等も活用したりした。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A
子どもの権利条約の周知	文化人権推進課	法務省作成の人権啓発パンフレットを配布し、啓発に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
	教育指導課	こども相談課との連携を密にして、児童虐待の早期発見に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
こどもの意見を聞く機会の確保と意見の尊重	教育指導課	子ども議会を実施し、小・中学校の生徒の代表者から防災・安全・環境問題などの意見が出された。	今後も様々な課題について取り組んでいきたい。	A	A
家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進	教育指導課	社会教育主事や子ども相談課、文化人権推進課と共に、家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進を図れるよう必要に応じて啓発活動を行っている。	今後も様々な課題について他課と連携を図りながら取り組んでいきたい。	A	A

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ②人権啓発の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動	文化人権推進課	人権に関わる市民を対象とした講座については、原則休日や平日の夜間などに開催した。	今後も講座開催は、原則として休日・平日夜間にしている。	A	A
差別をうけている当事者や支援者とともに行う啓発活動	文化人権推進課	人権啓発を行っている県内の人権団体が主催する研修会に職員を参加させ、当事者の気持ちや考えに触れる機会を提供した。	今後とも重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
ホームページやソーシャルネットワークワーキングシステムなど、さまざまな伝達手段を用いた人権関連情報の提供	文化人権推進課	市のホームページに、人権意識の啓発、人権相談の周知、行政情報(講演会の開催等)を掲載するとともに、twitter等を活用して、講演会等の情報提供を行った。	他の行政機関や団体と相互に情報を提供し合い、情報量を増やしたい。	B	B

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ③人権研修の推進

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	横浜国際人権センター、神奈川人権センターなどが主催する講演会、講座に参加し人権問題に対する情報を得た。 特に、神奈川人権センターが主催する人権学校には、福祉部門などで相談業務にあたる職員が主に参加した。	今後も重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	市職員と教職員を対象に人権に関する研修を実施した。 実施回数：1回 参加人数：市職員1人、教職員25人	今後も継続していく。	B	B
	教育センター	市長部局の関連課と共同で年1回人権研修会を実施。参加者26名	参加者の増加が望まれる。	B	B

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	文化人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度人権相談 9件(平成27年度は10件) 平成28年度女性相談 595件(平成27年度は475件) 毎月1日号の広報かまくらに人権相談・女性相談の日程表を掲載し、ホームページにも掲載している。	今後も、周知啓発を徹底し、分かりやすい窓口案内に努める。	B	B
	市民相談課	市民相談課での対応件数は1,501件(内訳:電話681件、窓口820件)。市民誰もが相談できるよう、毎月1日号の広報かまくらに各種相談の日程等が記載されている市民相談の一覧表を掲載し、市役所ロビーや各支所等に市民相談一覧表を配架した。また、ホームページやツイッター、市民便利帳にも掲載している。	今後も、周知啓発を徹底し、分かりやすい窓口案内に努める。	A	A
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	文化人権推進課	多種多様な相談に対しては、市役所内の相談窓口に限らず、神奈川県が作成している人権相談窓口一覧等も活用して、柔軟な対応をしている。	今後も連携を強化し、柔軟な対応を心掛ける。	B	B
	市民相談課	性別を問わず、当課で受けた相談は適切な担当課・担当機関(県等)を紹介している。	今後も連携を強化し、柔軟な対応を心掛ける。	A	A
人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、法務局・県・人権団体等との連携	文化人権推進課	人権侵害の相談・申出等があった場合は、横浜地方方法務局湘南支局と緊密な連携を取り、被害者救済に当たっている。また、DV被害者の相談・救済については、県配偶者暴力相談支援センターや民間団体等と十分な連携を図りながら対応した。	今後も、法務局・県人権団体等との連携を強化していく。	B	B

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	文化人権推進課	市民参画による「かまくら人権施策推進委員会(委員5人)」を開催した。	今後も継続していく。	B	B
	地域のつながり推進課	地域住民や団体が連携・協力して地域課題を考え、解決する地域会議に行政も一団体として参加。 「大船地域づくり会議」 構成団体:17団体 会議の開催:2回 ホームページ運営、大船魅力発掘のためのまちあるき、大船地区小学校の避難所運営マニュアルの取組を行う。	地域会議を進めるに当たっては、誰もが暮らしやすい地域社会という視点を意識しながら取り組むように努める。	B	B
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	文化人権推進課	横須賀市で実施された人権啓発講演会に、人権擁護委員・民生委員・市P連等に声掛けをし、参加してもらった。	今後も地域の団体に対する啓発を実施していく。	A	A
	地域のつながり推進課	市民活動センターにおいて市民、市民活動団体・NPOへの情報提供等を行った。 市民活動センター利用者数延べ18,775人	今後も継続していく。	B	B

4 人権尊重とプライバシーの保護

事業内容	担当課	平成28年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
インターネット等による人権侵害を予防するための啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、講座の開催等による情報提供も検討する。	B	B
個人情報保護の重要性について、市職員や市民、事業者に対しての意識啓発の推進	総務課	市民に対しては、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員には個人情報保護ハンドブックの配付を行った。	今後も継続していく。	A	A